

## 災害発生時における協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社中国銀行（以下「乙」という。）は、平成26年6月5日付けで締結した岡山県と株式会社中国銀行との連携と協力に関する包括協定第2条第1項第3号及び第3条の規定に基づき、地域防災力を向上し、県民の生活及び中小企業等の経営における安全・安心を確保するために、岡山県内に被害を及ぼす地震、風水害その他の災害の発生時における協力に関し、次の条項により協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、平常時から防災意識の普及啓発に努めるとともに、災害発生時における必要な応急措置を円滑に遂行し、災害に関し地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応することを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 前条に規定する目的を達成するために乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時における防災意識の普及啓発活動

防災意識の普及啓発活動等に対する支援

(2) 災害発生時における金融機能に関する円滑な対応

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された県内の市町村の区域における金融当局からの特別措置の要請に基づき、地域住民の生活資金の確保及び地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援

(3) 災害発生時におけるその他の活動

災害発生時における徒歩で帰宅することが困難な者等に対する支援

### （協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し、前条に規定する活動について協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、速やかに協力するよう努めるものとする。

3 前2項の規定は、乙が甲の要請を待つことなく自発的に協力することを妨げるものではない。

(連絡責任者名簿の作成)

第4条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を別紙1の連絡責任者名簿により互いに報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第5条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

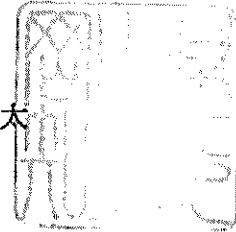
平成26年8月15日

【材

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 中国銀行

取締役頭取 宮長 雅人



## 連絡責任者名簿

【岡山県】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先
役職・氏名			
T E L			
携 帯			
F A X			

### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【株式会社 中国銀行】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先
役職・氏名			
T E L			
携 帯			
F A X			

### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：